

鴨川市病児保育事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月1日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第14号

鴨川市病児保育事業実施要綱の一部を改正する告示

鴨川市病児保育事業実施要綱（平成28年鴨川市告示第115号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「 (裏)

生まれつきの病気・障害など	
病名	
障害名	
既往歴	

を  
」

「 (裏)

生まれつきの病気・障害など	
病名	
障害名	
身体障害者手帳	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある 種類は、( 手帳 級)
療育手帳	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある 等級は、( <input type="checkbox"/> A1 <input type="checkbox"/> A2 <input type="checkbox"/> B1 <input type="checkbox"/> B2)
医療的ケア	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある 内容は、( <input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> 喀痰吸引 <input type="checkbox"/> その他 ( ))
既往歴	

に  
」

改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。